

全体講評（法学部 小論文）

本年度の出題は、2025年度に引き続き、その意図や方針に変わりはなく、説明文と設問をよく読み、問いの意味を正しく理解したうえで、論理的で客観的な論述を要求するものです。

説明文は、現行の法律婚が同性カップルの婚姻（同性婚）を認めていないことを憲法違反であるとして提起された裁判例をとりあげ、法の解釈という観点から、同性婚をめぐる議論を整理したものです。受験生のみなさんにとっても、婚姻や家族制度のあり方は関心のある問題であり、ジェンダーアイデンティティの多様性についても、学習を通して、あるいは、日常生活の中で考えることのある問題だと思われます。そのためか、全く書けていない答案はありませんでしたが、逆に身近な問題として感情移入してしまい、それに賛成であれ反対であれ、「自分の意見を述べること」に終始し、設問の趣旨を踏まえずに解答する答案もありました。小論文の試験においては、説明文を読んで、論すべき事柄、つまり、個人の主観的な体験や感想を超えて、公共的に議論するに値する問題は何か、を見つけ出さなければなりません。それを思考の手掛かりとして、論述を展開することが要求されています。

小論文であっても、「論文」である以上、論文としての形式・体裁を整えていることは必要です。論すべき課題を設定し、説得的で分かりやすい論旨を展開し、自分の意見を導き出すことが要求されます。例えばその手法の一つとして、小見出しを活用し、論旨の展開を分かりやすく示すことが望まれます。しかし、書いているうちに話がだんだんと脱線してしまい、自ら設定した論点に答えていない答案も散見されました。思いつくままに書き始めるのではなく、〔メモ用紙〕を利用し、論旨の展開や全体の構成を考えてから、書き始めることをお勧めします。なお、論文試験である以上、論文として完結していることが要求されるので、論述が途中で終わっている答案は大きく減点します。

次に設問ごとに評価のポイントを述べておきます。

問1

法律婚に同性婚を含めない現行婚姻制度は「違憲ではない」とする根拠の説明が要求されています。したがって、単に「同性婚を認めるべきでない」とする根拠・理由ではなく、「同性婚を認めずとも日本国憲法に反しない」ことの根拠・理由を述べなければなりません。もちろん、これから法の学習を始めることとなる受験生のみなさんに対して、専門的な法解釈を自前で展開することを期待するものではありません。説明文2(3)で述べられている合憲論の根拠・理由を正しく読み取り、簡潔にまとめてください。説明文からは、

- ①日本国憲法24条が伝統的な婚姻観を前提としていること、
 - ②婚姻の主な目的の1つは、安定した環境の下での子どもの養育であること、
 - ③同性カップルについて公認に係る利益を実現する方法は、婚姻制度以外にもあること、
 - ④同性婚については、司法ではなく、議会を通して民主的な合意を形成しながら実現すべきこと、
- などが読み取れます。これらそれぞれの根拠・理由について、目配りがどこまでできているかという観点から評価しました。

なお、合憲論が、説明文1の「歴史的解釈」によるものであることを指摘し、そこから合憲判断を導いている答案については、加点しました。

問 2

問 2 についても、単に「同性婚を認めるべきである」とする根拠ではなく、「同性婚を認めないことは違憲である」ことの根拠・理由を述べなければなりません。説明文 2(4)で述べられている違憲論の根拠・理由を正しく読み取り、簡潔にまとめてください。説明文からは、

- ①日本国憲法24条は伝統的な婚姻観を前提としているが、同性婚を禁止する趣旨ではないこと、
 - ②婚姻の主な目的は、親密な二人の成人間の継続的関係を安定的に保障することであり、子の自然生殖や養育は必ずしも必要ではないこと、
 - ③同性愛は生来的な性的指向であり、国内外の同性愛者をめぐる法の動向などに鑑みると、性的指向による差別は許されないこと、
 - ④本人の意思や努力によって変えることのできない個人の属性を理由に法的な取扱いに区別を設けることは、不合理であり、法の下での平等（憲法14条①）に反すること、
 - ⑤同性婚を認めることは、家族制度の構築にあたって、個人を尊厳ある主体として重んじることを命ずる憲法24条の理念に沿うこと、
- などが読み取れます。これらそれぞれの根拠・理由について、目配りがどこまでできているかという観点から評価しました。

なお、違憲論が、説明文 1 の「客観的解釈」によるものであることを指摘し、そこから違憲とする理由を導いている答案については、加点しました。

問 3

問 3 については、現行婚姻制度が合憲か違憲かという法解釈論とはさしあたって別に、同性婚に関する「あなたの見解」を「あなたの見解と異なる主張にも応えながら」論ずることが要求されます。「あなたの見解と異なる主張にも応える」ことは、論述に客観性をもたせるために不可欠となります。

小論文は国語の試験とは異なるので、「答え」が問題文の中に含まれているわけではありません。したがって、国語の長文読解問題を解く要領で、「説明文」を単に要約し、それに「自分はそれに賛成（あるいは）反対である」と結論づけるだけでは、論文になりません。他方で、繰り返すという、「自分の意見」を一方向的に展開することでもいけないとすれば、どうすればよいのか。「説明文」の中では、同性婚に賛成する理由・反対する根拠・理由が、ほぼ網羅的に述べられています。問 1 や問 2 はそれを客観的かつ簡潔に要約すればよかったわけですが、問 3 では、「説明文」の中で述べられている根拠・理由から、特に重要なのはどの根拠・理由と考えるべきか、そして、それはなぜなのか、ということを考え、それを自説の柱として、論証を組み立ててみてください。例えば「同性カップルを公認する制度がないことを一番の問題とし、パートナーシップ登録制度が法律で定められたとしても、同性カップルを婚姻制度から除外すること自体が差別だ」という主張を柱とする答案があり、論述の完成度という観点から高く評価しました。

次に小論文は、エッセイ（随筆）とは異なります。したがって、自分（や家族・友人など）の個人的体験に訴えかけて、「だから、同性婚に賛成（あるいは反対）だ」といった論証は不適切です。

最後に、気を付けていただきたいことがあります。ジェンダー多様性や平等については受験生のみなさんは、公民の授業やSDGsの学習などで学んでいるはずです。そのためか、逆に自分が学んできた知識を、設問との関連性を十分に考えず、アウトプットするタイプの答案があり、大きく減点となることがあります。自分が学習してきたテーマや課題に力技で引き付けてしまうタイプの答案です。例えば、「同性婚を認めると、少子化が助長される」、「少子化が助長されると、外国人移民を多く受け入れなければならない（から、反対）」といった答案で、論述の大半は、少子化問題対策や外国人移民問題などに費やされています。同性婚を認めることで少子化が助長される、というのが正しい認識なのかは検討が必要ですが、それを別として、少子化対策や移民対策は、設問と直接の関連性はありません。答案を書いているうちに、だんだん脱線してしまったのだと思いますが、注意が必要です。

全体講評（経済学部 小論文）

今年度の小論文では、経済雑誌の記事を読み、その内容や図表を適切に解釈したうえで、関連する設問に論述形式で答える力が問われた。論理的思考力、情報の正確な読み取り、文章として構成する表現力は、経済学部の学びにおいて基礎となる技能であり、本試験はまさにそれらを測るものであった。

取り上げられた記事は、日本の航空業界が直面する「2030年問題」を軸に、パイロットや地上支援業務・保安検査を担う空港スタッフの人手不足の課題を論じたものである。人手不足を含む雇用・労働問題、経済社会の構造変化、グローバル化の進展は、高校科目「公共」や「政治・経済」で扱われる現代的課題であり、日頃の学習内容と直結するテーマであった。

各設問に共通して重要となるのは、題意を正確に読み取ることである。たとえば問1では「空港スタッフの人手不足」が問われていたにもかかわらず、「パイロット不足」について述べてしまう答案が一定数見られた。問2では「日本経済への影響」、問3では「パイロット人材の確保策」が問われていたが、本文の要素を寄せ集めただけで、設問の趣旨に沿わない答案も散見された。

小論文では、限られた時間のなかで論理的かつ説得力のある文章を構成する力が求められる。必要な字数を満たすために本文を機械的に抜き写すのではなく、設問が求める内容を理解し、自らの論旨を整理したうえで記述する姿勢が重要である。そのためには、解答用紙と同じマス目を持つ草稿用紙を用い、構成を事前に組み立ててから執筆する方法が有効である。

本試験を通じて、自ら考え、読み取り、論じる力が求められていることを意識してほしい。各設問のポイントと記述すべき点は以下の通りである。

問1

本設問では、題意を正確に読み取り、（パイロットではなく）空港スタッフの人手不足について説明しているかが第一の評価基準となる。本文および図の内容に基づき、空港スタッフの人手不足がどのように深刻化しているかを具体的に示している答案が評価される。採用と離職に関する数値を挙げて説明している場合、説得力が高まるため加点対象となる。例えば「地方だと採用3に対し離職2」といった具体例がそれに当たる。

さらに、人手不足の理由を具体的に論じているかも重要な観点である。グランドハンドリングにおける重労働や厳しい屋外環境、保安検査における旅客対応の負担増やLCC増便による手荷物増加など、両業務に関する要因に触れていれば評価は上がる。加えて、賃金水準の低さや、航空会社が競争環境の中で人件費を上げられず待遇改善が進まない構造的要因まで踏み込んで説明している答案は高評価となった。

総じて、本文と図から読み取れる事実を適切に用いながら、空港スタッフの人手不足の現状とその背景を論理的かつ具体的に整理できているかが、評価の中心となる。

問2

本設問では、題意を正確に捉え、日本経済への影響について論じられているかが主要な評価軸となる。本文に直接示されていない内容であっても、「公共」や「政治・経済」に関する基礎的知識を踏まえ、論理が明確かつ一貫して展開されていれば評価は高まる。本文の要約や抜き写しに終始するのではなく、自分の考えを筋道立てて述べているかも重要な観点となる。

まず、パイロットや空港スタッフの人手不足が空港の運営・機能にどのような影響を与えるのかを示しているかが求められる。さらに、その人手不足がどのような経路を通じて日本経済に影響を及ぼすのかを論じられている答案が高い評価を得る。本文に即して述べるなら、日本の観光立国の実現に対する悪影響、航空便数の維持・拡充の困難による需要喪失、宿泊・交通・飲食業など周辺

産業への波及的な悪影響、あるいは採用力低下による空港機能維持の困難といった点に触れられているかが判断材料となる。

加えて、空港が観光振興や地域振興の拠点である点、旅客・貨物輸送を通じて国民生活や社会経済活動を支える航空ネットワークの重要性など、より広い視野で空港の公共的機能を捉え、日本経済全体への波及を論じている答案は高く評価される。地域産業や地域経済、さらには日本のサプライチェーン、製造業・流通業、財政、働き方や生活環境、技術革新といった旅客・観光以外の分野に視野を広げた論述が見られる場合は、加点の対象となった。

総じて、空港をめぐる人手不足の問題を単なる業界内の課題にとどめず、空港機能の低下がどのように経済全体へ波及するのかまで論理的に展開できているかが、評価の決め手となる。

問3

本設問では、題意を正しく捉え、パイロット人材をどのように確保すべきかについて自ら望ましいと考える方策を論じているかが重要となる。本文の抜き写しに終始するのではなく、自分の考えを根拠とともに論理的に展開できているかが、評価の中心となる。また、本文末にある「国の積極的な費用負担」はパイロット確保策そのものを述べた部分ではないため、同様の主張を行う場合には、パイロット人材に当てはまる根拠を具体的に説明できているかが問われる。

本文に直接示されていない内容であっても、論理の一貫性と明確な根拠が示されていれば加点対象となる。パイロット人材の確保策が具体的に述べられているかどうかにも重要であり、本文の賛否を述べるだけでなく、独自の視点による具体的な解決策を提示している答案が高く評価される。なお、空港スタッフの確保策に焦点を当てることは、本問の意図から外れるため注意が必要である。

さらに、「2030年問題」を乗り切るための視点が示され、一定の即効性や実現可能性について触れているかどうかにも評価点となる。将来にわたり長期的・安定的にパイロット人材を確保するという観点が盛り込まれている場合も加点される。併せて、施策の実現にあたり必要となる予算面・技術面の制約を踏まえ、現実的な議論が行われている答案は、より高い評価を得た。

総じて、パイロット人材の不足という社会的課題を、自身の視点から論理的に掘り下げ、現実性と将来性を踏まえて具体的に検討できているかが、本問における評価の決め手となる。

2026年度入学試験問題

小論文(公民) **法学部**

注意事項

1. 試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。
2. 解答はすべて黒鉛筆(HB)〈シャープペンシルは、HB 0.5 mm 以上の芯であれば使用可〉で別紙解答用紙所定の欄に記入してください。
(万年筆・ボールペン・サインペンなどを使用してはいけません。)
3. 解答は横書きで記入してください。
4. 解答用紙右端の出席票に印刷されている受験番号を確認してください。間違いがなければ氏名欄に署名し、切取線から切り離してください。
5. 試験時間は90分です。
6. 問題は7ページで3問です。問題用紙の中にメモ用紙がはさみこまれていますので、抜きとって利用してください。
7. 解答用紙は両面になっています。

説明文

1 法律の「解釈」と時代の変化

法律は、社会の課題を解決するためのルールであり、その課題をめぐる関係者の意見や社会の受け止めを基に国会審議によって制定される。しかし、制定後に年月を経ると、課題の性質が変わったり、課題に対する社会の受け止め方が変わったりする。制定の際には想定されていなかった事態が生ずることもある。それらに対応するためには、法律を改正すればよいが、社会的な合意を形成し法律を改正することが難しい場合も多い。その場合に、既にある法律をどのように解釈し、適用するかが問題になる。

この問題への対応には、大きく分けて二つの考え方がある。一つは、立法過程での議論や当時の社会的諸条件を解明することによって法規定の意味・内容を画定しようとするもので、「歴史的解釈」と呼ばれる。法律制定時に規律しようとしていたものを、適用時にも規律しようとするものともいえる。もう一つは、立法者の意思からは独立して、法規定の意味・内容を、それに客観的に内在する目的を探索し画定しようとするもので、「客観的解釈」と呼ばれる。

2 同性婚を法的な婚姻として扱うべきか

(1) 問題の所在

同性婚についての社会の受け止めが変化する中で、同性カップルの結合(以下「同性婚」と、また、異性カップルの結合を「異性婚」という。)を法的にどう位置づけるべきか、特に、同性婚に対して異性婚と同じ法律上の婚姻(以下「法律婚」という。)を認めない現在の民法や戸籍法の規定(以下「現行婚姻制度」という。)が、婚姻の自由に関する憲法第24条や法の下での平等を定める憲法第14条に違反するのではないかの議論が広がっている。条文を挙げておく。

憲法第24条「①婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

②配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」

憲法第14条「①すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」

同性カップルからは、現行婚姻制度が、これらの規定に違反し、それによって被った損害の賠償を求める訴訟が複数起こされ、既にいくつかの判決も出ている。以下では、現行婚姻制度を合憲とした大阪地裁判決(注1)と、同判決に対する控訴を受けてこれを違憲とした大阪高裁判決(注2)も踏まえて、双方の議論を紹介する。

(2) 現行婚姻制度における同性婚の取扱い

現行の婚姻制度下では、異性カップルは、婚姻の届け出により互いに法律上の配偶者になる。その結果、互いに法定相続人(注3)になることや配偶者として年金を受給することなどが法的に認められる。これに対して、同性カップルによる婚姻届は受理されない。このため、同性カップル間では、これらのことは認められない。これは、民法や戸籍法が、「婚姻」は異性間のものに限られる、と解釈・運用されていることによる。

また、日本社会では、法律婚を尊重する意識が広く浸透していることから、法律婚ができない同性カップルは、お互いが配偶者として社会的に認められないことが多い。そのため、賃貸住宅に家族として同居することや、医療行為に対して家族として同意することなども認められない場合がしばしばある。

(3) 同性婚に法律婚としての位置づけを与えていない現行婚姻制度を支持する立場の理由付け

- ① 婚姻及び家族に関する事項は、国の伝統や国民感情を含めた種々の要因を踏まえつつ、それぞれの時代における夫婦や親子関係に関する全体の規律を見据えた総合的な判断によって定められるべきである。人類は、古來からの男女の共同生活の在り方を踏まえ、近代社会においても、一人の男性と一人の女性との人的結合関係とその間に生まれた未成年子から構成される家族を、社会を構成する自然かつ基礎的な集団単位として認識し、男女の人的結合関係を婚姻として社会的に承認し、保護してきた。日本においても、男女の人的結合関係を婚姻と認める慣習があり、明治民法の下でこの慣習が法律婚として制度化された。このことは現行民法にも引き継がれている。
- ② 日本の婚姻制度が異性婚のみを対象としているのは、婚姻を、婚姻した二当事者のみの関係としてではなく、男女が生涯続く安定した関係の下で、子を産み育てながら家族として共同生活を送り次世代に承継していく関係と捉え、このような関係に法的保護を与える趣旨による。現在でもなお、その意義は何ら失われていない。
- ③ 憲法 24 条では、「両性」や「夫婦」という男女間の関係を前提とした文言が使われている。憲法制定過程の議論を見ても、同性婚を「婚姻」の対象とすべきかは、議論すらされていない。そして、当時の民法もまた、婚姻とは異性婚であることを前提としていた。したがって、憲法 24 条は、異性婚のみを対象として規定されているのであって、同性婚のために制度を設けることまで要求していない。民法や戸籍法の規定は、このように、憲法 24 条が異性婚のみ規定していることを前提にして婚姻制度を定めたものである。これらの規定が、同性カップルについて婚姻を認めず、その結果、異性婚と同性婚の間に区別が生じたとしても、法の下での平等を定める憲法 14 条に反しない。
- ④ 同性カップルについて公認に係る利益を実現する方法は、現行の婚姻制度の対象に同性カップルを含める方法に限られず、これとは別の婚姻類似の制度を新たに設け、同性カップルを公的に承認することも可能である。民法や戸籍法も、同性カップルのために、こうした制度を創設することを妨げるものではない。既に多くの地方公共団体では、同性カップルについて「登録パートナーシップ制度」と呼ばれる公的承認及び部分的な保護の制度が導入され、多くの同性カップルがこの制度を利用しており、国

④ 異性婚のみを婚姻とする伝統的な婚姻観を大切に思う国民が相当数存在することは事実である。けれども、同性婚を法制化したからといって、婚姻に対して人々が期待し、婚姻によって実現しようとする一人一人にとっての婚姻の意義や価値が損なわれるものではない。伝統的婚姻観を重視するがゆえに、同性婚の法制化に困惑し心理的抵抗を感じる国民はいよう。しかし、同性婚については、健全な社会道徳や公益に反するものではないとの社会的合意がもはや形成されているというべきである。多様な属性や価値観をもった人々が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生するため、同性婚に対して冷静かつ寛容な態度を期待することは、かけがえのない個人を尊厳ある主体として重んじることを旨として家族制度を構築することを命ずる憲法 24 条の理念に沿う。したがって、同性婚に対する国民感情が一樣でないことは、同性婚を法制化しないことの合理的理由にはならない。

民の間でも一つの社会的制度として認知されている。

⑤ このように、個人の尊厳の観点から、同性カップルを公認し、それによる利益を実現する制度には様々な方法が考えられる中で、どのようなものが適切であるかは、国の伝統や国民感情を含めた社会状況における種々の要因や、各時代における夫婦や親子関係についての全体の規律を見据え、民主的な合意を形成したうえで、決められるべきものである。近年、同性婚を認める意見は国民の間に広がっているものの、異性婚と同視し得るだけの社会的承認が存在しているとはいえない。

(4) 同性婚を法律婚として認めない現行婚姻制度は違憲であるという立場の理由付け

- ④ 同性婚を法律婚として認めるべきとする立場も、憲法第 24 条の文言や制定過程の議論などから、同条が異性婚を前提として規定されていることは認めている。
- ⑤ しかし、近年、科学的知見の発展を踏まえ、同性婚に対する社会の受け止め方も変化してきている。同性愛と異性愛は、どちらも生来的な性的指向であり、個人の自然的属性であることが明らかとされ、同性愛を精神的病理と捉える明治以来の医学上の扱いは、不適切であるとされた。また、性的指向による差別が許されないことは、国際人権法上の確立した解釈となっている。令和 5 年には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が制定され、施行されている。男性としての生殖機能を維持したまま戸籍上女性となることやその逆も、最高裁決定(注 4)により認められるなどの動きもある。これは、今日の法体系の下では、婚姻制度が夫婦間の自然生殖を前提としなければならないともいえないことを意味する。さらに、各種世論調査でも、世代を問わず、同性婚を認めるべきとの意見が認めるべきでないとする意見を上回っている。このような動向を踏まえると、男女間で子を産み養育することを目的として異性婚を保護するという価値観は、説得的でない。
- ⑥ 同性を恋愛対象とするという性的指向は、本人の意思や努力によって変えることができないものであるから、その違いによって、法的な取扱いを区別することは、憲法 14 条①が規定する「社会的身分」又は「性別」による差別に当たり、現行婚姻制度は、法の下での平等に違反する。

【問題文】

問 1. 法律婚に同性婚を含めない現行婚姻制度は違憲ではないとする議論の根拠を、説明文 2(3)の記述にも触れつつ、150 字程度で説明しなさい。

問 2. 法律婚に同性婚を含めない現行婚姻制度が違憲であるとする議論の根拠を、説明文 2(4)の記述にも触れつつ、150 字程度で説明しなさい。

問 3. 説明文を踏まえたうえで、法律婚に同性婚を含めない現行婚姻制度の在り方についてのあなたの見解を、あなたの見解と異なる主張にも応えながら、500 字程度で論じなさい。なお、同性婚に対する賛否それ自体は、評価の対象としない。

(注 1) 大阪地方裁判所令和 4 年 6 月 20 日判決(平成 31 年(ワ)第 1258 号)

(注 2) 大阪高等裁判所令和 7 年 3 月 25 日判決(令和 4 年(ネ)第 1675 号)

(注 3) 遺言がない場合等に被相続人の財産を相続できる人で、その範囲は民法で定められている。

(注 4) 最高裁判所令和 5 年 10 月 25 日大法院決定(令和 2 年(ク)第 993 号)

(解答を行う際の留意事項)

1 説明文 2(3)と 2(4)は、大阪地裁判決及び大阪高裁判決を参照しているが、法学教育を受けていない受験生向けに分かりやすく紹介する観点から、厳密性・専門性を犠牲にしている部分がある。

2 各設問における文字数の指定は、あくまでも目安であり、実際の文字数がこの 2 ～3 割程度の増減内(解答用紙の枠内)に収まっているのであれば、全く問題はない。

3 問 3 について解答を行う際は、問題に対する単なる解答(出題者が読めば理解できるもの)として説明するのではなく、第三者が読んでも理解できる内容のものとして、適宜、段落分けを行ったり、適当な小見出しを付したりするなど、内容が把握し

やすいものとする。なお、小見出しを付する場合は、その文字数は指定する文字数には含まないものとする。

また、説明文の記載内容を引用する場合、適宜、説明文中の見出し番号を示しながら、略述することも可とする。

(以上)

2026 年度 入 学 試 験 問 題

小 論 文 (公民) **経済学部**

注 意 事 項

1. 試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。
2. 解答はすべて黒鉛筆(HB)〈シャープペンシルは、HB 0.5 mm 以上の芯であれば使用可〉で別紙解答用紙所定の欄に記入してください。
(万年筆・ボールペン・サインペンなどを使用してはいけません。)
3. 解答は横書きで記入してください。
4. 解答用紙右端の出席票に印刷されている受験番号を確認してください。間違いがなければ氏名欄に署名し、切取線から切り離してください。
5. 試験時間は 90 分です。
6. 問題は 6 ページで 3 問です。問題用紙の中に草稿用紙がはさみこまれていますので、抜きとって利用してください。
7. 解答用紙は両面になっています。

以下の文章は、『週刊エコノミスト』2025 年 3 月 11 日号に掲載された戸崎肇氏の「人手不足 迫る「2030 年問題」 地上勤務の待遇も低水準」の記事を出題のため一部改変したものである。以下の文章を読み、6 ページにある〔解答を行う際の留意事項〕をふまえて、問 1～3 に答えなさい。

航空業界では「2030 年問題」というキーワードがある。バブル期に大量採用・育成したパイロットが一斉に退職期を迎えることから、パイロット不足が深刻になることを意味する。

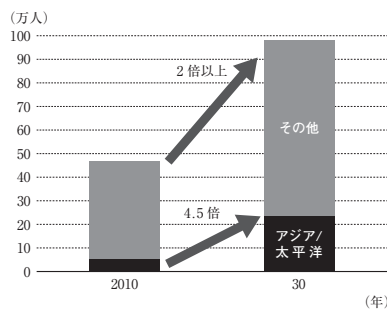


図 1 操縦士の需要見通し
(出所)国土交通省資料より編集部作成

日本政府は観光政策の目標として 30 年に 6,000 万人のインバウンド(訪日外国人旅行者)を迎え入れるとしている。そのためには航空便を大幅に増便することが必要で、パイロットを現状の 7,100 人から 8,000 人まで 900 人程度増やす必要があるが、対応は難しい。

パイロットの育成には長い時間と大きなコストがかかる。高度なシミュレーターによる操作訓練が行われるが、シミュレーター自体が高価で、訓練単価も高い。もちろん、実地の訓練も行わなければならない。

そのため、航空会社が自ら育成を行う場合には、慎重にその時期と人数を考慮しなければならない。今需要が高くても、パイロットとして成熟期を迎える 10 年後以降にその需要があるかどうかは不明だからである。保有するパイロットが余るようなことになると、経営上大きな損失を抱えることになりかねない。それに、そもそもパイロットには精神的にも肉体的にも厳しい適性基準が課されるため、体力があるから、学力が高いからといってなれるものではない。

近年では、パイロットとしての採用条件に、一定の資格を自ら取得していることを挙げている場合もある。そうすれば、航空会社にとって育成のコストとリスクが低くなるからである。

定年延長による対策も行われてきた。15 年に年齢上限を 65 歳未満から 68 歳未満に引き上げた。これは国の基準であり、航空会社は 60 歳定年とし、その後再雇用という形をとっている。しかし、これは根本的な対応とはなっていない。

◇困難なパイロット育成

すでにパイロットになるための一定の資格要件を備えた人を航空会社が雇用する場合のルートを見てみよう。

まず航空大学校を卒業した人を雇用する場合である。日本の航空会社の場合、このルートでの採用と自社養成が大きな比率を占めており、4 分の 3 程度になる。ただ、航空大学校は国費で運営されており、需要が大きいため、その入学定員を増やすことは容易ではない。航空大学校は民間会社に貢献しているのだから、国費で運営することは望ましくないという意見もある。航空会社も受益者負担として、経費を一部負担している。それでも 18 年度から、定員を 1.5 倍の 108 人に増やしている。授業料は 24 カ月で 480 万 8,000 円だが、諸経費がかかるので、実際の負担はそれよりもかなり多くなる。

自衛隊で戦闘機や輸送機などを操縦してきた人を民間に迎え入れることも検討されている。13 年の国土交通省の検討会資料によると、諸外国では軍関係者が大きな供給源となっており、北米の会社の例では 50% 程度、ヨーロッパでも 20～30% で、約 4% の日本と大きく異なっている。日本の自衛隊の場合、パイロットは基本的に 55 歳で

定年を迎えるため、民間への移行が期待できるが、自衛隊でのパイロット資格と民間の航空機を操縦する資格で要件が異なるため、ライセンスの書き換えのために、改めて移行訓練を行う必要がある。

また、一般の大学でパイロットを養成するコースを設けることも行われてきた。東海大学、法政大学、桜美林大学、崇城大学などである。ただ、学費が高いのがネックとなっている。公開されている入学金や授業料は1,500万円から2,500万円程度。これに、海外での訓練に伴う生活費などがかかってくる。

最後に外国人パイロットを雇用する場合がある。海外では多国籍化が進んでいるが、日本では流動性が高く、定着が進んでいない。

その一方、国際間でパイロットの争奪戦が行われている。海外の航空会社の方が給与が高いからだ。例えば、新型コロナウイルス禍前には、日本の大手航空会社から中国の航空会社に日本人パイロットが移籍して、業界で話題となった。以前では、ブランドや福利厚生などの面で考えられないこととされていたが、JALが経営破綻し、パイロットの賃金水準が見直されたりしたこともあり、中東など海外の航空会社の高い報酬に魅力を感じて転職するパイロットも出てきている。

注記

JAL(Japan Airlines、日本航空)は、1951年に設立された日本を代表する航空会社で、国内外の旅客・貨物輸送を行っている。2010年に会社更生法を申請し経営破綻したが、構造改革と効率化を進め、2012年に再上場した。

夏冬など、野外での厳しい労働環境で荷物の仕分けや積み下ろしなどを行うグランドハンドリングは、その過酷ともいえる業務に対して、待遇面では高いとはいえない水準にとどまっている。そのため、離職率は高い。地方の場合だと採用3に対して離職2の割合だ。

保安検査要員も同様である。最近までは検査を強制する権限も与えられていなかったが、法改正によってようやくその権限を与えられるようになった。しかし、面倒を嫌う旅客からの風当たりは強い。さらにLCC(格安航空会社)の台頭もあって、便数の増加、さらには機内に手荷物を持ち込む乗客が多くなったため、業務量も増えている。それにもかかわらず、こちらも待遇は低い状態にとどめられている。

こうした待遇面の問題は、いずれも航空会社がその負担を担っていることに起因している。厳しい競争環境の中で、航空会社は少しでもコストを削減しようとする。そのため、なかなか待遇の改善にはつながらない。

とはいえ、グランドハンドリングが行われなければ飛行機を飛ばすことができない。事実、グランドハンドリングができないとして、新たな航空会社の乗り入れ、増便を断っている空港もある。また、保安検査がおろそかになれば、安全保障上大きな問題となる。米国では、01年の同時多発テロを受け、国が責任をもって保安検査業務を行うようになっている。日本が観光立国を目指し、かつ安全性を担保しようとするのであれば、両分野において、国の積極的な費用負担が求められる。

◇進まない待遇の改善

空港のグランドハンドリング(地上支援業務)や保安検査の面でも人員不足の問題が深刻化している。

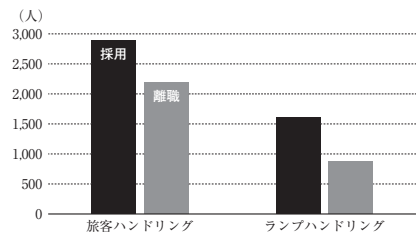


図2 都市部(成田・羽田・関西・中部)の空港のグランドハンドリングの採用・離職の状況(23年度)
(出所)国土交通省資料より編集部作成

(注)旅客ハンドリングは接客など旅客対応業務、ランプハンドリングは航空機の誘導や手荷物の運搬などの業務

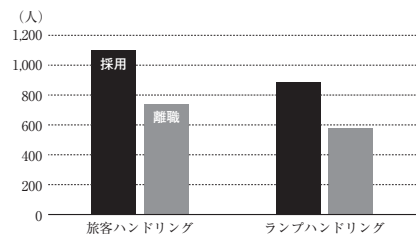


図3 地方部(都市部以外)の空港のグランドハンドリングの採用・離職の状況(23年度)
(出所)国土交通省資料より編集部作成

(注)旅客ハンドリングは接客など旅客対応業務、ランプハンドリングは航空機の誘導や手荷物の運搬などの業務

問1 グランドハンドリング(地上支援業務)や保安検査をはじめとする業務にあたる空港スタッフは、航空機の機体や旅客、貨物・燃料といった搭載物の取扱等に関わる、航空機の運航に不可欠な存在である。本文の文脈と図から、空港スタッフの人手不足の深刻化の状況と理由について、200字程度で説明しなさい。

問2 パイロットや空港スタッフの人手不足が、日本経済に与える影響について、根拠を明確にして、あなたの考えを300字程度で論述しなさい。

問3 日本社会の多くの分野で将来に向けてどのように労働力を確保するかが大きな課題となっている中で、「2030年問題」を乗り切るためのパイロット人材の確保について、根拠を明確にして、あなたが望ましいと考える方策を400字程度で論述しなさい。

〔解答を行う際の留意事項〕

・各設問における文字数の指定は、あくまでも目安であり、実際の文字数がこの2～3割程度の増減内(解答用紙の枠内)に収まっているのであれば全く問題ない。

(以上)